

公衆衛生医師確保推進登録事業参加規約（登録自治体）

（最終改正：令和7年1月31日）

公衆衛生行政に従事する医師を必要とする地方公共団体（以下「登録自治体」という）は、厚生労働省健康・生活衛生局健康課地域保健室（以下「地域保健室」という。）が実施する公衆衛生医師確保推進登録事業への参加にあたって、地域保健室が登録自治体と保健所等において公衆衛生行政に従事することを希望する医師（以下「希望医師」という。）から提供を受けた登録情報の中から、希望条件に合致するものを登録自治体及び希望医師に対して情報提供を行うものであることを理解し、下記の規約事項を遵守することに同意した上で参加いたします。

記

（登録方法）

- 1 登録自治体は、次の手順で登録事項を地域保健室に登録する。
 - ① 厚生労働省ホームページに掲載されている採用情報登録票（以下「登録票」という。）に必要事項を記載すること。
 - ② ①で記載した登録票は、電子メールで地域保健室に送付すること。
 - ③ 送付先等は以下のとおりとする。

メールアドレス communityhealth@mhlw.go.jp

（登録情報の提供）

- 2 地域保健室は、本事業に登録のあった自治体の採用情報（以下「登録自治体情報」という。）を厚生労働省ホームページに掲載すること等により情報提供を行う。
- 3 地域保健室は、登録自治体情報と希望医師より登録された情報（以下「希望医師情報」という。）を照合し、希望医師情報に合致する情報を登録している自治体へ当該希望医師情報を提供する。

（登録自治体の連絡）

- 4 登録自治体は、希望医師に連絡をする場合又はした場合は、地域保健室にその旨の連絡をすること。
- 5 登録自治体は、希望医師との調整結果を地域保健室に連絡すること。
- 6 登録自治体は、登録内容に変更があった場合には、速やかに地域保健室に連絡すること。

(個人情報の保護)

7 登録自治体は、希望医師又は地域保健室より提供された個人情報については、関係法令等を遵守し、適切に保護を図ること。

以上